右出勤者ハ二十五日ニ出勤シテ廿六日ヨリ引続キ出勤セザルモノアリ廿六日ニ出
勤シテ二十七日ヨリ出勤セザルモノアリ或ハ二十七日ニ出勤シテ二十八日ヨリ出勤セザ
ルモノアリ。之等ハ何レモ会社ノ罪ヲ恐ルヽ為メ会社ニ之等ニ対シテハ特ニ差別
待遇スルヲ以テ升警察ノ手ヲ借リ極力出勤方ヲ勧誘シツヽアリ。
之等ノ職工ハ最モ争議本部ニ對シ好意ヲ入レタル者等ナ警察ノ好意ヲ信
行セザル者ハ悉ク争議本部ヨリ絶交スベシ云々ノ争議本部ノ書面
ニ接シ或ハ本部ヨリ派遣スル委員ノ脅迫ヲ受ケ又ハ不信ナル者ナランカ等ト邪推ヲ恐レ居ルカ
如シ（警察当局ハ右運動ニ付テ送附セシコトヲ参考ニ序照セラレタシ）
二十八日午前十時川崎争議団ノ一団ハ長田神社ニ集合シ来会
者ハ君ガ代ヲ合唱祈願文ヲ朗読萬歳ヲ三唱シテ三々五々湊川神
社ニ参拝シ君ガ代合唱祈願文ヲ奉読シ萬歳ヲ三唱シテ午前十一時
半頃同所ヲ散会シタルガ途中ニハ途中方協議ヲ為ス

シツヽ革命アルノミ暴力アルノミ等ノ過激ナル言詞ヲ申シタルモノモアリマシタ。
尚彼等ハ衝突ヲ予期シ居タルモノヽ如ク前日来三四名ノ者ハ一本ノ
尤自指導スベシトノ決意アリキ。彼等ノ神ニ祈願スル途中ナドニ
於テ官憲ガ圧迫スルニ於テハ吾々ハ如何ナル犠牲ヲモ顧ミザルベシト盛ニ
訴ヘツヽアリキ。警察モ特別ナル手段ヲ加ヘザリシ為メ平穏裡ニ終
リタリ。
尚明二十九日ハ午前十時長田神社ニ集合七宮神社ニ参拝ノ予定

檄文

吾等ハ最后ノ勝利ヲ収メルトシテ神ノ威顕ヲ仰グベク明二十九日午前十時
長田神社ニ集合七宮神社ニ参拝スベシ

七月二十八日

川崎争議団本部

祈願文

財團法人協調會